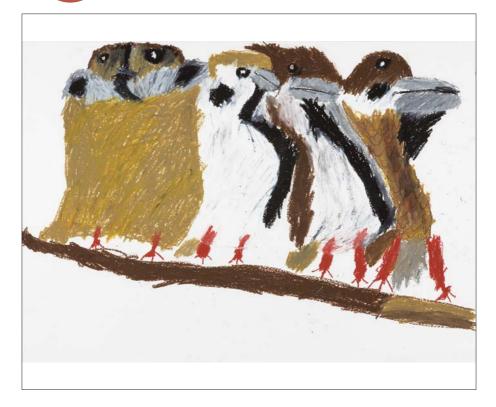
GLOBE

グローブ 2018 秋

95



(公財)世界人権問題研究センター

「せんそうこじぞう」



太平洋戦争後、親も家も失った子どもたちが京都駅周辺などに多く集まっていました。仲間の餓死や自死、生きるための犯罪など、その過酷な経験や歴史を、生き延びた人たちが語り始めています。

一時保護施設で亡くなった孤児たちの遺髪・遺骨が残されていた大善院(京都市下京区)のそばに、2015年に設置されました。抱かれた地球にのる5体の「こじぞう」は「戦災孤児」「沖縄の戦場孤児」「原爆孤児」「引揚・残留孤児」「混血(国際)孤児」を示しています。

大規模な人権侵害をもたらす戦争。個人の生命を大切にしない時代。戦争孤児 たちの体験を学び、記憶し、今日につながる問題として考えるためのモニュメン トです。

GLOBE

GLOBE No. 95 2018 autumn 目次

一 一 一 ライ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事業案内 ボランティアー	事業案内 2018年度		プロジェクトチーム六職場におけるハ	プロジェクトチーム五 新しい在留制度	プロジェクトチーム四 夜空の星々に田	クロシェクトサーム!: 外国人の教育に 子どもの権利条約と	プロジェクトチームニ 明石民蔵の二甲	ゔロジェクトチームー デジタル・ネッ	― 普遍的定期審査の現場から連 載 世界の人権はいま	外部寄稿 文化芸術による共生社	東 華 新しいノ本間具
	ボランティア人権ガイドのご案内	人権大学講座	河島	上田	人権保護の課題 薬師寺公夫い在留制度の実施にともなう	軽部	ついて考える		松本	現場から ―(その七)… 坂元	して会実現のための	新しい /

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

[■]表紙のテーマ「表現することで私になれる」…『スズメ』

[■]作品は「天才アート」<(特定非営利法人) 障碍者芸術推進研究機構提供> 高畠晃平 2016 年制作





研究センター理事長 前学校法人同志社総長

實

掲載された二名の方のコメントを中心に、二回に分けて リンピック・パラリンピックを控えているというよう が執行されたのは異例であり、 行したのでした。二〇日間で同一関連事件の犯 日には残る幹部六人の死刑囚、 による一 の松本智津夫ほか七人の死刑を執行し、また、 死刑の人権問題」について考えてみることにします。 法務省は、 理 由 本連載では、この度の死刑執行について新聞等で はいろいろあったようですが、その問題はさて 連の事件につい 七月六日、 日本を震撼させたオウム真理教 て、 死刑が確定した教団 天皇の代替わりや東京オ 併せて一三人の死刑を執 同月二六 人 二三人 元代表

> また、 underground二」を続編として著しています。 ン事件の加害者および被害者にインタービューを行い、 下鉄」を舞台にした作品があった関係から、 簡単には公言できないでいる」と述べておられました。 度に反対です。』とは、少なくともこの件に関しては 遺族の苦しみに直接触れた体験から、「『私は、 立場」を採る死刑反対論を前提としたうえで、被害者 すが、「一般的には、 上さんのコメントは、 には大きな話題となってきた作家の村上春樹氏です。 九九七年に講談社から「アンダーグランド」と題して、 ご存知のように、村上さんは、それまでの作品でも「地 一九九八年一一月には「約束された場 死刑制度そのものとして反対する 毎日新聞七月二九日朝刊のもの 地下鉄サリ 死刑制 村

たのでは」とコメントしています。 いても反対し、「考えられるとすれば、 対である」と述べて、この度のオウム死刑囚 で死刑になっていいのかという考え方から、 間は間違うという前提にたてば、冤罪はありうる。 ントです (朝日新聞七月二七日朝刊)。 いかと疑われて酷い目に遭わされた河野義行氏のコメ もう一人は、著述家で、松本サリン事件の犯人ではな 終身刑が極刑 河野さんは、「人 死刑には反 の執行につ 冤罪 だっ

第 河野さんは、 の通報者でありましたが、長野県警は河野さんの犯 一九九四年に発生した松本サリン事 件

その一人は、ノーベル賞候補として、毎年選考の時期

河野さんを有力な容疑者とみなして河野 行ではないかと疑 しまくったのです。 のものだけでありませんでした。 六○歳で亡くなっています。 より意識不明の状態が長く続き、 ることが判明し、ようやく河野さんへの 人や家族に対して断続的に取調べをしたのです。 でした。また、 やがて、 松本サリン事件は 河野さんの奥様は、 河野さんの自宅を家宅捜査し、 河野さんの受難は警察から オウム真理教の犯行であ 二〇〇八年八月 新聞等のメディアは、 サリンによる被 疑いが 犯人説を喧伝 晴れ Ŧi. 百に 害に たの しか 本

とコメントしたのです。 す。しかし、 りや苦しみは、想像を絶するものがあったかと推察 ないで、 刑を求めたのですが、 こうした警察およびメディアに対する河野さん 執行の報道後も死刑ではなく終身刑にすべきだ 多くのオウム真理教事件 河野さんは事件当時の見解を変え の被害者 遺 族 がは死 しま 0 怒

す。

る現在 から、 るのであり、 に対し、 ない終身刑にすべきであったと言ったのです。 会執行には反対だとは言いにくいとしたのでした。 村上さんは、 0) 釈放が認められて途中から釈放されることがあ 河野さんは、 無期刑ではなく、 執 死刑制度には反対だけれども、 行してしまえば取り返しが 死刑判決でも無実の場合がありう より重 1, 生社会には つか なく 今回 これ 、なる 戻 0 n 死

> すなわ もやむをえない場合があると考えている人は意外 刑反対を唱えていながら具体的な状況によっては死 ところではないかと思います。 なく、苦しみや怒りを具体的に知ると、 くいとしている訳です。 死刑囚の執行に関連して、 だとしながらも、 いのであって、 いったきれいごとでは済まされないとい かりませんが、被害者やその遺族の悲惨な状況ばか お二人とも、 踏み板を開落させて窒息死させる執行方法には ち、 囚 [人を踏 村上さんもそのお一人かと考える次 現在行われている絞首による 村上さんの方は、オウム真理教関係 板に立たせ、 先のコメントだけでは真意 死刑制度に反対だとは 私の周辺にも、 縄を首に巻き付 死刑制度反 うの 死 普段は が本音 言 け 制 と多 りで た上 対 は W 反

拠として死刑 であった団藤 対に反対するという まうと、 には 叙述を踏まえて、 るまでには至 これに対して河野さん 誤 以下、 判 最早、 0) 可 重 能 つ に 光 取り返しがつかない 性 ていない 反対してい 死 元 が 常に 最高 刑 のです。 0 裁判 0 人権 ようです。 あ ŋ, 態度は明 ますが、 事も、 死刑反 問 題 冤罪 K 賛成 誤判 対 から、 で 侠 注力することに 次号では、 死刑 論 です。 論者を論 0 死 可 0 13 最 刑 刑 な 能 以 性 13 つ 事 7 を根 力 は 裁 上

文化芸術による 共生社会実現のための 基盤づくりを目指して



文化芸術企 京都市 計 画推進担当課長 文化市民局 文化芸術都市推進室

吉岡久美子

「文化芸術」による社会的課題の緩和や解決

1

えている人が、文化芸術の力で潜在能力を発揮 と「社会」との関係が注目を集め、 生み出す力があります。近年、「文化芸術 ともに自由で幸せな生活を送ることのできる「共生社 会とつながる様々な実践が試みられています。 合う心を通じて人間相 このような中、京都市においても、あらゆる人々 「文化芸術」には、人の心を豊かにし、 文化芸術に触れてもらう機会を拡充すること等で、 実現を目指すため、 互の理解を促進し、 社会的困難を抱えている人々 社会的に困 他者と共 (アート)」 つながりを |難を抱 (感し が

> 社会参加の機会を増やし、 V わゆる「社会包摂」 0) 取組を進めています。 その困難の緩和・解決を図る、

京都市における「社会包摂」 の 取

注力すべき」との方向性が見えてきました。 事例を増やしていくため、社会包摂的な観点からアー 行った結果、「福祉施設等に に、 に持つ高齢者との芸術表現の取組 との関係を考えるワークショップ、 クシャルマイノリティをめぐる事例を読み解きアート 児童養護施設での音楽プロジェクト、②LGBT・セ りモデル事業」を実施しました。三つのモデル事業 では、平成二九年度に「文化芸術で人が輝く ・プログラムを展開できるコーディネ 文化芸術による「社会包摂」 市内外の施設における社会包摂の先行事例調査を おけるアー の取組として、 に取り組むととも ③民族問題を背景 ーータ ŀ プロ 1 ログラム 0) 社会づく 京 1

展開 成 成や、文化芸術の取組に着手しようとする際 芸術と社会課題をつなぎコーディネートする人材 生社会実現のための基盤づくり事業」を実施 これを踏まえ、 0 0) 取 できるコー 在り方などの企画、 組 の 一 環として、 ディネー 平成三〇年度は、「文化芸術による共 社会包摂アー 準備を行ってい ターを育成するため トプログラム 、ます。 れし、 の基本 0 人材 相 談 0

現の た 権 問 め 0) 題や社会的課題を学ぶ連続 アー ツマネジメント入門」 を実施 座 共生社 して 会実 14

ま

う 7

福祉施 効果的 割を果たし得る 生社会」の実現を目指すためにアートはどのような役 を当てて紹介しています。社会的課題や不利 遠と思われてきた場所でのアーツマネジメント 1 えしています。 た困難と向き合い、 アー ホ i **心設、** につなげていく仕事のことです ツマネージメントとは、 ル等の文化施設を拠点として、 病院、 か、 被災地など、これまでアート 社会とのつながりを再構築 その基礎知識や手法についてお伝 美術館、 が、 アートと社 劇 場、 本 益 講 心して コン とは疎 ح iz 座 焦点 では 会を v 一共 サ つ Ì

社

ツマネジメント 本的 公益財団法人世界人権問題研究センター 権 また、文化庁の助成を受けて、京都精華大学が京都 ってい な人権の知識を学び、 1 マイノリ ・ます。 ケイ、 の専門家を育成する講座 公平性、 社会包摂を視野に入れ 合意につい と協働 一芸術 て」を実施 実践と たアー 市 基

会課 京 都 ず 成につなげていきたいと考えてい らの学び では毎年多くの芸術系大学の卒業生が の橋渡しをする が 卒業後は若手芸術家が芸 の場を提供することで、 「コーディネー ター 術 、ます。 文化芸 活 動 輩 を か Ī 術 5 出 され と社 退 指 す

実

手芸術 がるのではと考えています。 ター」として活躍できるということが浸透すれ 摂を実践する現場で活 現 11 Ś 状 家の が あ あります。)活動 るい は仕事を求め の場を広げ、 京都で育 動する、 って京 雇用を生むことにもつな ある った若手芸術 都 W を離 は コ n ーデ 家 7 が :社会包 ば、 イネー くと 若

Ξ 共生社会の実現のための基盤づくりと文化

では、 盤をどのようにつくっていくかを検討しています。 ますます重要性を増しています。 組に着手しようとする際の相談窓口 よる社会包摂の こうした社会包摂 社会課題の緩和・解決に資するという効果だけで 会課題が多様化する現代社会におい 現在、 コーディネーターの 取組が共生社会の実現に果たす役割 の取組を進める基盤をつくること 育成や、 将来を見据え、 [の開設 て、 文化芸術 に向けて、 京 0) 取 は 市

んが、 いくも (現を目指 この取組は、 地道に のと考えています。文化芸術による 取り組むことで効果が 引き続き取組を進めてまいります。 成果がすぐに見えるも 少 しず 0 で 共生社 は 0 広 あ が ŋ ŧ つ 7

も大きな効果があると考えています。

はなく、「文化芸術都

市

京都」として文化芸術振

は、

世界の人権は e V ま

普遍的定期 審 査 一の現場 %から (その七)



研究センター 所 長

鮮 0 第 口 0 普 同志社大学法学部教授 遍 的 定 期 審 茂樹 査 Û P R

北

朝

は

わざるを得ません。

Р

0 V

鮮は、 れた北 を取り上げていたからです。 を妨げている障害や課題を取り上げるのですが、 進に対する障害と課題」 ら ń Ŏ な 朝 九 その障害として米国 r.V 特徴 鮮 年一二 0 がありました。各国は、「人権 国 家報告書に 月七日に行われました。 0) 0 中 は、 北朝 で、 他 鮮 自国 0 に対する敵視 玉 内 0 報告 事前に提出さ 0 人権 !の保護と促 書に 0 北朝 実現 政 は 策 Z

受を深刻に阻害していると非難したのです。 を行っており、 北 朝 鮮 によれ ば 米国による制裁が朝鮮人民の 米国 は 人権保 護を口 実に 人権 内 さらに 政 の享 干 涉

> 旨とは 施の 人権 自衛手段を強化すると述べるに至っては、 尊厳そして人民の人権を保護するためにより 張しました。こうした主張を踏まえて、北朝 分野における国際協力に対する障害となっ 二〇〇三年以来のEU提案による国連における北 ため 決 か 議を含む反北朝鮮キャンペ なり の各国 か け の能力向上を目指すUPR 離 n た 国 家報告書になっ 1 ・ンが 兆 てい 人権 0) 鮮 ていると主 朝 本 Ň ば、 鮮 ると 基準 来 っそう 0) 0 朝 人 鮮

価を行いました。 ました。ミャンマ 教育へのアクセスを十分に確保 が規定されていることを評価 しました。 . 質問 Ŕ かのアジア諸 国 連 の性格も手伝い、 や意見を述べ 加盟国同士による人権 たとえば 玉 ーやベトナム は 北朝 ない 中国 U 鮮 は、 傾 PRでは友好国は 0 向 Ľ 憲法 状 が 人権状況を積 況 b している体 あ ります。 パ や法律で人 0 キスタンも保 相 同 .様に 互. 審 好 制 実際 極 あまり 査 意的 を評 権 的 とい 0 13 尊 評 う U な評 健 厳 価 11 Þ < 重

る場ではなく、 たしかに、 U P R 事態 は 0) 改善 個 々 0 0 ため 玉 家 0 0 建設的 人権状 況 な対話 を非 0) 場 す

た人

権

違

反を否定しま

した。

結

局

北

朝

鮮

0

UPRで

鮮 n

度こそが人権問題を政治化しているということです。

を免 11 U n れることを恐れ た評 7 P 極 R れえない め 13 価 しかし、 1.参加. が 7 行われるようでは、 深 ように思 L W 自 憂慮を表明したことと好 た西欧諸国 る 国に 国 の人権 われます。 よっ が、 状況に て、 政治的 北朝鮮 現状 これらの 同 から 様 評 0 0 大きく 非 対照をなして 人権状況につ 価だとの 玉 難 の態度は、 が か 向 非 H け 難 離 ら

、ます。

陥、 再会が 社会的 的反対者の失踪、 け 手続によらない ランス、 る U 取 Ρ 政 実施されていないこと、 出 治 ŋ R で西 的 扱 身に基 英国 及び宗教的 欧 表現 処刑 づく 諸 人身売買などです(米国、 拉致問題、 玉 差別 ル 0 0 ゥ な理 自 拷問、 批 Ĺ 由 判 ĺ 由 朝 [や移動 0) 政治犯収容所、 非人道 対 による死 鮮戦争に 適正手 ドイツ、 象に 0) になっ 自 的 又は 刑 続 よる離 由 オランダ、 た 0 0 品位 制 女性や子ど 制 0 ベルギー、 強制労働 度的 散家族 限 は、 を傷 な欠 政治 裁 ス 0 0 判

や努力があったものと推測されます。

北朝 もに対する暴力、 イン、 鮮 か K スイスなど)。 対 する 北 朝 偏 鮮 見 は、 0) 西 産物であると反論 欧 諸 玉 によるこうした懸念は して、こうし

> したの これらの勧告を頑なに拒否し続けた北朝鮮の 一六七もの勧 北 は、 朝 鮮 この一六七という勧告の数 は、 告が採択されました。 Ŧi. 0 0) 勧 告を受け の多さではなく 国際社会を驚か れ ず、 態度でし 残 ŋ 0

は

態度変更 鮮の二巡 を受け入れない 安堵しました。 た二九 の報告書では、 た。 幸い、二〇一〇年三月一八日に採択された作業部 七に対してもその態度を表明しませんでした。 の勧告が Ī 0 背後に の U P 場合には、 なぜなら、 掲載されまし 北朝鮮が検討して回答することに は R が困難になるからです。 玉 連 人権 勧告 仮に北 た。 理 0 実施 各国 事 朝 会 鮮 を審 は、 0 がすべて 事 この結 務 査する 局 こうした 0 0) 説 な 北 勧 朝

服しえるかについ す。 た過度 ます。 人権 北 U 朝 決 Р の政治化の克服が容易でないことを示し 鮮 以議を政 現 R 0 K 事 在 例 0 お 時 は、 治的で選択的だと非難する r.V 点でい ては、 て各国 か つての人権委員 もう少し時 が えることは 政治 化 の弊害をどれ 間 会に 玉 が必要だと思 連 K 巣 北 ょ 朝 Ś 鮮 て る ほ 0 7 ど克 北 W 0 熊 ま 14

新しいデモクラシー?デジタル・ネットワーク時代の



松本 和彦大阪大学大学院高等司法研究科教授研究センター研究員

大阪大学大学院高等司法研 松本 和彦

1. シュヴァルム・デモクラシー

Coloration 教授は、昨年、「リベラルな立憲国家における をは、英語の swarm に相当するドイツ語であり、もととは、英語の swarm に相当するドイツ語であり、もととは、英語の swarm に相当するドイツ語であり、もととは、英語の swarm に相当するドイツ語であり、もととして用い、さらにデモクラシーの語に接続した。あえ これを人間集団の比喩 がもとして用い、さらにデモクラシーの語に接続した。あえ で訳をつければ、群れた人間集団の民主主義とでもなろ 属て訳をつければ、群れた人間集団の民主主義とでもなろ 属して訳をつければ、群れた人間集団の民主主義とでもなろ に

mobと呼ばれることもある。このような人間集団が民主を持たない集合体である。flash mobあるいは smartをよく知っているわけではなく、ネットを通じてつな場合によれば一緒にデモも行うが、必ずしも互いのこと場合によれば一緒にデモも行うが、必ずしも互いのこと場合によれば一緒にデモも行うが、必ずしも互いのこと場合によれば一緒にデモも行うが、必ずしも互いのこと場合によれば一緒にデモも行うが、必ずしも互いのことは、スケルステン教授がイメージするシュヴァルムとは、スケルステン教授がイメージするシュヴァルムとは、スケルステン教授がイメージするシュヴァルムとは、スケルステン教授がイメージするシュヴァルムとは、スケルステン教授がイメージするシュヴァルムとは、スケルステン教授がイメージするシュヴァルムとは、スケルステン教授がイメージするシュヴァルムとは、スケルステン教授がイメージする人間集団が民主のような人間集団が民主を持たない集合体である。

2. シュヴァルム・デモクラシーのライトサイド

主義の母体になるというのである。

い。行動することへの心理的ハードルの低さがシュヴァる。シュヴァルムの構成員は自律的個人であるが、そうものではなく、集団への出入りも自由である。構成員はものではなく、集団への出入りも自由である。構成員はができる。自我を押し殺さなくても団体活動ができるし、ができる。自我を押し殺さなくても団体活動ができるし、ができる。自我を押し殺さなくても団体活動ができるし、ができる。自我を押し殺さなくても団体活動ができるし、ができる。自我を押し殺さなくても団体活動ができるし、ができる。自我を押し殺さなくても団体活動ができるし、ができる。自我を押し殺さなくても団体活動ができるし、

ĺ

これが公衆の政治参加・意見表明を促進する。 離れることもできる。 どこに自分に合ったシュヴァルムがあるのか、すぐに分 ルムは新しい民主的正統性の獲得を期待させるのであ かるし、そこが自分の帰属先でないと感じれば、すぐに の意思を公に表明したいと思う個人に対して、 ムの政治的示威行動に注目する。シュヴァルムは、 ステン教授はこのような特徴を持ったシュヴァ 帰属先を提供する。スマートフォンさえあれば、 参加への取引費用は最少で済む。 アクセス シュヴァ 自ら

ある。 見表明ができる。 がない。 を生むとしても、 それが小さい。示威行動が公権力との間で何らかの かさないで済むし、 名性を確保するのに好都合である。 デジタル機器を通じたコミュニケーションは個人の その限りで自由を謳歌 これがシュヴァル それによる制裁のリスクを恐れる必要 何より公権力に尻尾をつかまれ Ĺ <u>ک</u> 仲間内でも身元を明 自由に政治参加・意 デモクラシーで 軋轢 るお 匿 る

3 シュヴァルム・デモクラシーのダークサイド

他 方 軽やかなシュヴァルム・デモクラシーの長所は、

> わない態度を醸成するのも事実である。 の性質が、 それは一部の振る舞いに過ぎないものの、 なったら逃げればよいという甘えに依存する。もちろん、 ずれも制裁は受けないだろうという楽観と面倒なことに トスピーチの書き込みという形で表れることもある。い 形で表れることもあるし、あるいは、ネット上での ピーチである。 る舞いのうち、最近特に問題視されているのがヘイトス 簡単には規制できないということである。 あっても、 は、それが誤った(場合によっては違法な)振る舞いで シュヴァル そのまま短所へと転じる。行動することに支障が少なく、 自己の発言に最低限度の責任すら負おうと思 容易に惹起されるということであり、 ムへの参加も退出も容易であるということ それは、 例えば、 路上でのヘイトデモ そのような振 シュヴァルム しかも

る)。 されているのは、 えるのは間違っているといわれるかもしれない。 モクラシーのアンビヴァレンスを指摘 理的な躊躇を招く。ケルステン教授もシュ てよいわけはないが、ヘイトスピーチの単純な禁止 張できる。 人権もまた彼らの味方である。表現の自 ひょっとすると、これを人権vs.人権 表現の自由であっても、 やはり民主主義のあり方である。 人格 する 0 ヴァル 尊厳を傷 由 0) が (n) 構図 あると主 み 4 であ 一で捉 一は原 つけ 直

明 の二男・省三について 明石民蔵研究ノート



研究センター 柳原銀行記念資料館事務局 Ш 研 長

判

明

した。

蔵 原 を追 銀 行 11 記 続 念資料 けて 来 館 た 0 開 館 前 か 510 年 以 上 明

えられ 財産を投 てきた。 ح までとは n まで 一改善運動を活発に行っていたようだ。 友夜学校 てきた。 特 入 柳 にニ 違う多様な姿や、 原 一男・ しか 教 銀 打ちひし 育 行 し近年、 頼 省三は、 初 **松母子講** 代 がれ 頭 取 調査する中 たまま亡くなっ 父の意 0) 明 家族のことが 経営難 石 民 志を受け 蔵 で、 13 は 自 たと考 明 わ 5 \mathbb{H} 石 0) 中 つ 0) 全 村

地 元 0) 有 京都皮革 力者 写真は から ·株式 柳原 贈 会社」 銀行 され たも 記念資料 上棟式記念写真 0 で、 館の 京都 オープン時に へから 皮 革 -株式会

行

役に 用 社 11 た。 写真 するため は 明 K 石 九 は 民 は 放拡大 約 現·柳 Ŧī. $\overline{\bigcirc}$ し 明 人が てみた所、 原 務 治 銀 に 兀 写 行 明 四 記念資 ってい 石 0 同 様々な人物 るが 料館の北 志 木 村 前 艮 特別 田 が 側に がい 冶 社 之助 展 長、 あった。 宗に る がっつ 事 使

まだ判 これ 写真 議員 前 特には \mathbb{H} 0 は大発見であった。 冶之助、 の木 明して 右端には、 前 村 艮、 列 e V 明 0 なかった。 石省三、そして父・明石民蔵 人 すぐ横には木村 民蔵の 物が 興味深く、 明 妻「ゑ以」まで写っている。 石民蔵の妻や省三 ?の弟、 中央 は 田 元 伊 の が 居る。 議

当てて正 三兄だ」、この 事だ。それはいかにも幸運であっ 助 的 かか に教えてもらった。 改 善運 かし、 の長 ったが、 | 男・玉置 動 面を向き、 人物 0 同志 決め 婦人は「民蔵氏の奥さんだ」と、 の特定には手こ 一新氏に会い、 で てとなったの 省三は緊張の中にも左手を 絣の着物に袴を着てい 柳原小学校六第校 は、 ず 写真を見てもらっ た。この少 b, 明石 長 か 民 な 玉 る。 蔵 ク年は ŋ 置 0 時 自 間 芝 省 た 主

六女 たが 石民蔵 `` 動 の子供を授かった。 家 立 **か**とし 男 時 は子宝に恵まれ、 か て活躍し、 0) 同 は 志 退 役の 長男、 明 二女「毎みゑ」 石周 後、 妻・ゑ以との間に二 長女は早くに亡くなっ 治 地 郎 元 玉 は、 民 研 柳原

に でも に 京合 身のにのに 献 都 参 11 結 加省 納 女 壇 V 浜 婚し 子 L だ。 L 柳 13 した。 のた事 高 原 立 X た。 等 小 兀 つ が、 が た。 学 学 女 富 五女・麻の代品 校 父 明 か 瑳 瑳 で 0) 5 治 古古 後を追うよう 用 は、 0) 推 郭 光 は、 六 薦され、 教 L 大女 員 大礼 K 阪は 0) \mathbb{H} 第 掲 府 由 奉 ,載 性 和 河 地 松 13 祝 歌、 • 内元 0) 記 郡 n . 長 国 念に てい 職 の柳 男 夜 民 場 画 新 原 . 研 際 る。中皇 堂 で 小 究 L 知村学 之 会 ŋ 出校 助

うと の明 民 は 蔵 玉 石 氏 置 民 蔵 た。 大 0 新 は 唯 のことを大切したのでは 和 氏 その 同破 は 志会に 0) 姿を記録 会や、 倅 で あ兄 憶し そ状の態 りは てい 周 であ 父 我 辺 0) る。 __ この人々であいった。それな 期 族 な 」と言 待 0 W 13 か 誇 懸 ŋ 0 命に で を助けた つ あ 答えよ つ た。

国焦明全落

大 4) 和 同 志 会の 機 関 誌 明 治 の光 ح 国 民研· 究 会

実大字に 況 Ш 継が $\rightarrow \mathcal{O}$ 13 九 軍 お ごとし 0 = -隊 11 て、 時 名 代、 の記 大大 加每正 事が載っ 和 の日 元 年 志 中新 聞 会 京 九 てい 0) 勝 月 都 機 支 七 L る 関 局 7 日 誌 お 主 り催 京 明 都 0) 治 ま Щ 0 る 水城 光 で 馬 0

ゃ

年 月一 五. 日と 六 日 東

> とい とも 幹た。 0 軍 であ っても父 に、 人崇 部 水 同平 つろう。 して、 地域 仁 支部 月二三 . 0) が 明 明石民蔵の存在が大きくも重鎮として活躍したようだ 長 内 石 浜 省三が $\stackrel{-}{\exists}$ とし 材 木 反 て、 水町 登 場 平 0 崇仁 社 す 団 寄 Ź 青 体席 その 0) 年 小 寸 玉 0) 肩 0) が幹 で 書 部 は 創 なん 達 立 在 لح

郷

のれ七

終 わ W

Ξ.

た

と 光 に 豊 至 落 究 所 なく、 そ 玉 明 水 点石 0 う、 氏 ŋ 平 民 水 善 報 賀 石 0 影 そ 当蔵 平社創 部 運 民 0 社 記念資 蔵 響を受けて「 0) 動 落 は、 て 0 1, -九七 源 行 解 ま 柳 方 姿 流 放 ま 原 で全 0) あ 動 立 を を 力)年で、年 料 る を追 研 で 銀 直 描 明 九) 年に 究 館 に 行 日 一前 玉 所 治 史 突 な 0) 水平 を描き、 いながら たもの 期の 柳 0 崇仁に 設立に向 白 原 は、 新 社に 掲 自 銀 石 載 近代史に姿を現 L 主 である 行 正. 至る道 述 自主 お z 11 部落 的 朋 0) かう事に べ、 ける 観 れ 改 本社 氏 的 た 点 善 が 民 これ か 程 改 明 運 による銀 屋 を 善 京 治 動 京 示 までに なった。 運 0) 都 保 すの L 動 求 初 柳 部 存 た。 原 め 期 原 0) 落 運 で な بح 銀 た。 姿 か 史 全 を は 13

らに か広 原 げ 銀 7 深 行 め記 きたいと考えてい 資 石 民館 で は、 0) 家族 これ 0 ま 肖 で 像 を、 0 調 査 b

外国人の教育について考える子どもの権利条約と



有江ディアナ大阪産業大学他非常勤講師研究センター研究員

一致で采択された。日本よー九九四年こ此隹した。権の尊重を促進する目的として国連総会において全会一八歳未満のすべての人(子ども)の保護と基本的人一九八九年秋、子どもの権利条約(以下、条約)は、一九八九年秋、子どもの権利条約(以下、条約)は、

員会) 際移 年一一月、委員会は移住労働者権利委員会と合同で、 ることを目的として一般的意見を作 則 致で採択された。日本は一九九四年に批准した。 条約の実施を監視する子どもの権利委員会 住 置 及び国家の義務に関する合同一 は、 0 の文脈における子どもの人権についての一 解釈を示し、 特定条項の中身の明確化とその実施の 締約 国に条約の履行を促進させ 般的意見」(一 成する。 (以下、 二〇一七 般的 般的 ため 玉 委

約の発展的な解釈の必要性について言及した。権利の尊重、保護及び充足の確保のための取組みと、条子どもたちが直面する多くの課題において、子どもの意見二二号及び二三号)を採択し、国際移住によって

育内容 教育面 されている。 授業料の徴収等) から、国民や他の外国人とは異なる扱い られるほか、 ら「二重の脆弱性」に直面し、 を有しない外国人であり、 国 [際移: いや母語 では、 住する子どもは、 外国人である又は特定の国籍を持つこと 公教育 母文化教育の を受けていることが世界各地で報告 の機会、 多くの場合、 かつ、子どもであることか 位置づけ 教育制度上の手続及び教 権利が侵害されている。 Ó (学習権の否定) 居住 問 題等が挙 玉 0) 玉 げ

財産、 国は、 意見その他の意見、 保護者の「人種、 定されている。 第二九条では、 教育についての権利を認め、 のに必要不可欠とされる。 教育は人権であ 心身障害、 その管轄の下」にある子ども又はその これに関連して、 教育の目的、 出生又は他の 皮膚の色、 ŋ 国民的、 か つ、 条約第二八条は、 種族的若しくは社会的 教育の整備等を具体化し、 性、 保障される教育内容が ほ 地 かか 第二条一項は、 言語、 位 0 人権を実現させる に関する差別 宗教、 親 子どもの 政治的 出身、 規

に在 解さ 会 が 0 括 る 実 この 外国 た。 n 外 る 当 多 背 施 车 る 国 交 制 が 所 V) 点に 権 関 景 約 人 留 保 数 見 度 状 13 た。 n を かし、 峲 する 係 0 況 iz 0) 出 0) 制 示 る。 障 は盛 『され、 され 民 نخ 持 を認 約 着 下 を定 9 法 修 ζ, 的 外 が n B 正 実 ょ つ子ども 助込 草 ると 無 挙 ŋ す 締 期 7 地 親 め 玉 際 7 位 Ź 約 現 0 る旨 玉 げ 的 設置され W 案 人 等に 在留 まれ の子 勧 籍 6 特 る。 ٤ 玉 13 在 は 条 権 定 約 告 者 れ 0 0 報 が 利 でも明 関 てい 特に、 教 政 告 ども も尊 及 0 権 なかったが、 0 修 0 する議 合法 7 び 育 府 た作 九 Ē 起 玉 利 Ĺ 非 が 分 報 七 草 草 重 確に示され V る。 0 13 る。 委員 :業部 -案第7 侵 告 性 野 八 過程 正 出 玉 0 論 委 害され 書に対 (V 規 家 13 年 身 0 会か 者 間 移 会で 確 母 外 員 お 0) Ŧī. 7 で 末、 委員. 保保さ 会 E 住 ポ 条と は は 0 け 語 玉 過 Ď 労 教 人 は 対 て る する委員 7 審 1 削 等に 去又 働 して 条約 れる 外 会の見 締 育 す V 0) V 議 ランド 除 約 る る 庇 る 玉 審 ざれ が í 人と 明 異 b 護 教 と 重 で 玉 査 、きだと を を受け 条約 解 記 付 文 教 育 現 0) 会 非 ね 草 0 た では され 移 与さ 化 求 在 0 正 b 案 領 \sim 間 機 8 0 0) 念 民 総 0 規 n 0) 域

> 会の らに、 去三 さと途 での 及が としての 求され 会の た 育等 鮮学校等に対 本 なさ 度 子 i 提 次回 ども 供 不 0 ることも少 中 対 0 平等の実現を求める勧告が出され 審査 E 退学 提 部 平 ħ L は、 等 供 止 0) 7 0 7 止まら 13 締 が で、 将 0 W 0 指 約 来と 関 する補助 改 ることが Z ける 摘され、 ず、 玉 外 なくな 善 外 及び 国人学校出身者 雇 玉 九年第八〇会期に 指 実質 対 用 人 学 摘 金不足に 高 特徴 も考 Ļ ٠ ر が 的 等 校 多く見受け な権 慮さ 立 日 教 的 Þ 法 本は、 民 育 で 0 及び 関し 利 ある。 族学校に れ 年に 保 0 0 高等 て増 委員 障 政 進 は 審査予定)。 学 習 策 ま 0 7 n 会 確 上 額 教 0) 到 0 中 る がが 育 保 達 0 促 華 よる 求 進 度 居 7 0 結 め 進 が 育 0 住 z b 渦 要 低 機 玉

n 朝 機 利 め 止

文言

ŋ

É

管

轄

下

の子どもに適用され

るなら

人

子

ども 通

0

一及び

7 事

る。 を

玉 け、

籍

0 約

言

及

は

な

14

が 利

条 尊

約

0

す

7

0 ば

権 求

 \mathbf{H}

由

設

定

め

る

権

0)

重

及び

確 べ

保

を

教

合も であ ての 進 保 基 どもの享受すべ している現 させ 本 障 á 種 を 的 あ 子ども」 る ŋ が、 主 確 現 保 権 義、 制 行制 在 L で 度 あ 查 0) 外 7 13 度 き る 基 で 玉 0) 権 教 本 人 < 勧 重 限 見直 利 排 ため 育に 告 的 界 0 が が 人 脆 斥 が しと 危険 なさ 権 運 つ あ 弱 る。 動等 V 0 強化 性 にさらされ 尊 締 7 れ 外 ても、 重と 約 0 0 が 権 玉 不 玉 直 求 確 寛 人の子どもを含 利 13 面 8 ず 容 条 0 保 5 7 め善され Ź 約 ょ 13 が n 11 ŋ 努 外 世 0 7 る。 8 履 効 界 玉 V 果 る で 人 る 条約 的 す 0 拡 を 大

一の星々に思いをはせる

研究センター研究員

接近し、 帰還したのに続き、 と映し出した。 究開発機構 トカワ」に着陸した小惑星探査機 で近づき、 到着した。 今年の夏は異常に暑かったが、天体ショーは充実して 六月二七日、 撮影に成功した。二〇一〇年六月、 翌月の一七日に「はやぶさ2」は約6k 表面にある大小様々な岩石の陰影をくっきり (JAXA) 八月七日には高度851mのところまで 小惑星 月以外の天体から再びサンプル の小惑星探査機 山学院大学法学部教授 「リュウグウ」に宇宙航空研 「はやぶさ」が地球に 「はやぶさ2」が 小惑星「イ を持 m ま

759kmで、 :かぶ暗赤色の天体には、 七月三一日、火星が地球に大接近した。前回二〇〇三 距離5、576km 明るさはマイナス2等を超えた。夜空に には及ばなかったが、 ギリシャ神話の凶暴な戦争の 今回は5、

ス

ち帰ることができるか、

大いに期待が高まる。

2・8等になるとのことだ。 には5、691万kmにまで近づき、明るさはマイナス いたという。 中国でも「赤い惑星」は戦乱や災いの予兆と考えられて 神アレース 「離は6、207万kmである。 二○三五年九月一一日 (英語で Mars) 次回の最接近は二〇二〇年一〇月六日で、 の名が付いているが、

星の衛星は計七九となった。 台ハワイ観測所(ハワイ島マウナケア山 る衛星が新たに一二天体も発見されたが、 代中国では歳星と呼ばれた。七月二〇日、 最大の惑星は、ギリシャ神話の主神ゼウスにちなむ。 赤外線望遠鏡「すばる」が貢献したという。 は軌道が他と逆行していた。発見には、 夏は、木星(Jupiter)の観測にも最適である。 日本の国立天文 頂 そのうち一つ 木星を周 これで、 の大型光学 太陽系 回 木 す

Vow to Thee, My Country) は、今も英国民に広く親し られた。 した。英国では、同じ部分に外交官のスプリング=ライ 歌詞を付け、『Jupiter』と題して、二〇〇三年にデビュー あろう。日本では、 最も有名なのは、第四曲「木星―快楽をもたらす者」で 金星、水星、木星、土星、 八七四-一九三四)の組曲『惑星』(The Planets, Op. 惑星と言えば、 (Cecil Spring-Rice, 一八五九-一九一八) が思い出される。 愛国歌・賛美歌「祖国よ、 英国の作曲家ホルスト(Gustav Holst 歌手の平原綾香が中間部に日本語 天王星、 この作品は管弦楽曲で、 海王星が描かれている。 我は汝に誓う」(] の詩 が当て 0

曲した。翌年、「土星」「天王星」「海王星」を作曲し、 は兵役を免除され、同年に「火星」「金星」「木星」を作 次世界大戦が勃発したが、神経炎と極度の近視により彼 大戦終結後の一九一九年二月末であった。 三年目に「水星」を仕上げ、組曲を完成させた。初演は、 一九一六年にかけてであった。一九一四年七月末に第 ホルストが『惑星』を作曲したのは、一九一四年から

planet) 指摘されていた冥王星を、新カテゴリー「準惑星」(dwarf 採択し、他の惑星と大きさも軌道も著しく異なると長年 ラハで開かれた国際天文学連合総会は「惑星の定義」を ホルストは追加の作曲に取り組んだが、未完のまま 一九三四年に死去した。もっとも、二〇〇六年八月、 一九三〇年、 に分類した。 海王星の外側に冥王星が発見されると、

に組曲 道郎 成される。 木の下の踊り」「終楽章―狼たちの踊り」の全六曲で構 式の舞」「操り人形の踊り」「間奏曲―漁師の歌」「桜の を初めて知った。管弦楽曲は、「前奏曲―漁師の歌」「儀 ホルストと日本の意外な接点を知ったのは、大きな収穫 ら依頼されたもので、日本の民謡の旋律に基づくという。 今回、 : (一八九三 – 一九六一。演出家の千田是也の兄) 『日本』 (Japanese Suites, Op. 33) を書いたこと ホルストについて調べていて、彼が一九一五年 欧米で活躍した日本の舞踏家・振付師の伊藤 か

国立天文台 「すばる望遠鏡とは」

https://www.nao.ac.jp/research/telescope/subaru.html

同上「次回以降の火星最接近はいつ?」

同上「質問 5-8) 惑星の定義とは?_ https://www.nao.ac.jp/astro/feature/mars2018/next.html

https://www.nao.ac.jp/faq/a0508.htm

JAXA「小惑星探査機 『はやぶさ』 (MUSES=C)_

http://www.jaxa.jp/projects/sat/muses_c/index_j.html

同上「小惑星探査機『はやぶさ2』」

すばる望遠鏡「すばる望遠鏡、 http://www.jaxa.jp/projects/sat/hayabusa2/index_j.html 木星の新衛星発見に貢献.

07/20/j_index.htm

https://www.subarutelescope.org/Pressrelease/2018/

HMV「ホルスト(1874-1934) プロフィール」

http://www.hmv.co.jp/artist_ ホルスト -1874-1934_000000 000021141/biography/

同上「ホルスト:日本組曲、 他

世界の民謡・童謡「ホルスト http://www.hmv.co.jp/news/article/1207090001 組曲『惑星 The Planets』」

planets.htm http://www.worldfolksong.com/classical/gustav-holst/

同上一木星(ジュピター) http://www.worldfolksong.com/classical/gustav-holst ホルスト組曲 惑星』より第4曲

Gustav Holst Info, "(1915) Japanese Suite Op. 33' http://gustavholst.info/compositions/listing.php?work=19

在留制度の実施にともなう 題

N.

人権保護の課



立命館大学大学院法務研究科特任教授 研究センタープロジェクトチーム (移住者と人権) チームリーダー Ŧi.

薬師寺公夫

の「骨太の方針」の一環として検討されている新たな もう一つは、その背景ともなっている本年六月の政府 庁 出入国管 在留資格の設定である。 . る (仮称) 最 近、 つは、 理部と在留管理支援部からなる入国在留管理 出入国管理に関するニュー を来年四月に発足させるというものである。 現在の法務省入国管理局を格上げして スが注目を集めて

11

骨太の方針」と新しい在留資格

実施として介護福祉 例えば介護の分野では、 士の 二〇〇八年に経済連携協定 国家試験を五年以 内に合格

> 新しい在留資格は、 度でも技能実習生の資格で入国した人は最長五 でも技能実習生の受け入れを可能にしてきた。 者にも同様の待遇を与え、 して介護専門学校に留学して「介護」 日本で働くことができるが、二〇一九年に新設される した者、 さらに二〇一七年には在留資格に介護を追 技能実習生を終了した者にさらに 同年一一月には介護 資格 に合語 現行 の分野 年まで 制 加

技能実習制度の目的と運用の問題点

最長五年日本で働くことを認めようとするものである。

最長 る水準 度の を考えると、 は、 きていない といった法律に違反する事業所やこれを有効に監視 な「必須業務」に従事させず希望外の職場で働 W 術を海外に移転し国際的に貢献することを目 本の技能を修得してもらうことにより る。 しかし人材不足に対処するため 利用 .五年日本で働く権利を延長することの 日 しかし新聞報道等によれば、 本の今後の人口ピラミッド の賃金の には、 管理 長期 問 可 問題点もある。 的 題も指摘され 体が存在する。 には技能実習制 この てい 最低賃金を少し上 0 や高齢化社会 技能修 度修了者に対 る 制 外国人技 度は、 日本の より 得に不可 みによって 的 本来、 能 根 優れた技 本的 かせる 完実習制 0 として して 推 口 日

処できるとはとても思 わ n な

移住労働 者 とは ?

と計 活動 定 13 13 項 権 権 九 済活動に従事する移住者一人当たり一 居住 加 人権弁務官 気によ 保 O 従 経 義されてい お 利 す 従 て 済 事 保 護 % 算 がする 事 Ź Ĺ n 護 0 を占め 7 お 0 Ŧi. ば、 てい 報 問 者 人 ŋ 0 グ 事 が 酬 問 題はその大部分が 0) 口 ٤ によ る者、 約 務所作成 を得る活動に従事する予定 題となる。 る勘定になる。 数 1 列 移住労働者とは、 は 国 移 れ 約二 ル化に 議 住 億五〇〇万人 (二〇一〇年) ば、 会同 又 労 分は、 0 億三二〇〇万人で、 働 移 盟 伴 年以上にわたり国 『移動、 者とその 従 住 V) 労 事していた者をい 移住労働者とその したがっ 玉 人権およびガバナン その者 働 際労 移 住 者 家 一労働 権 働 族 被扶養者 利 て、 機 が が 条約 関 は である 国民でな 全 その 移 [籍国 世 住 移 界 第 玉 <u>ئ</u> 者 家 者 が で、 内 以 住 連 的 族 経済 外 V 0 者 V 13 高 ス と 現 玉 0 人 0) る 経 で 等 増

移 住 労働 者 の 権 利

13 伴 \mathbf{H} 本 でも 移 今後、 住 労 働 者 経 0 済 競 数 が 争 0 増 加 展 開 L P 外 高 玉 齢 籍 化 労 社 働 会 者 0 お 進 行

深 実

8

ることが期待されてい

る

外

Ġ 働 玉 自 慎 権 び づ 認 か 権 働 0 住 わ 75

易に批 であ 要が 重に 態 国 者とその 利条 第3 け 不正 労働 そ 0 報 内 体は受諾 利など多く 組 め n てい 分 る あ 人 法 6 酬 0 籍 合 る。 ろう。 一規労働 析 都 労 々 准 約 者と不正 家 検討すべき事 П 0 n 権 超過 を踏まえて 道 働者とそ 0) できる状 変更を必 0) 0 る点に る 移 族 普 人権を適正に 家族の受け入れを必要とする以 じた。 批 府 0) 社 住 0) 准 、の基 ブ 遍的 と 者か 会保 勤 県 労 口 または 規 働 あ 同 務 権 ジェ 況に 要とする 定期 0 条 る。 等 13 本 移 者 保 市 障 家 労働 約 関 住労 町 項 的 13 護 0 権 クト その 族 審 係 権 村 あるとは 0 が 日 権 権 対 利 が る事 査 働 保護できる条件を整備する必 義 多くあることを断 本 利を保 保 0) が なく、 利 時 重 す 条 チ 検 務は 視 実 · は人権 iz Ź 間 約 要 護 者とを区 Û 1 討を 際 ,項を含 な 0 点 0 権 0 A 多岐に また原 1 保健: 課 Ρ 障 利 あ か 13 11 特 五. の 求め けする て、 働 え R 理 徴 題とな ŋ ら き生 ない 事会の 緊 等 方 別 h 0 る これ 移住者と人 この よう 顔とし で で、 急 わたり、 0 L 勧 活 0 医 労 が W 9 0 つ 語に Ĺ 0 5 ŋ 移 第 療 働 は、 てく をする現 る 13 正 住 2 で国 規労働 条 ため、 Ó を受け b 7 0 は 玉 0 労 回 件 る 人 玉 相 0 13 正 勧 労働 討 々 当 働 お 義 民 لح 7 場 労 容 告 者 ょ 者 労 思

職場における ハラスメントへの対応



研究センター 同志社大学法学部教授 上田 -研究員 達子

事後的な救済に加えて事前の予防が大切である 債務不履行に基づく損害賠償請求 七〇九条、七一五条)又は職場環境配慮義務違反として 為に基づく損害賠償請求 労働者の尊厳や人格を傷つける許されない行為である なすことができる。 ントにより労働者が名誉・人格権等を侵害された場合 職 当該労働者は、 場におけるいじめ・嫌がらせ(ハラスメント) に対して不法行為に基づく損害賠償請求 職場環境を悪化させるものである。 もっとも、ハラスメントに対しては、 ハラスメント行為者に対して不法行 (民法七〇九条) (民法四 や、 一五条 ハラスメ (民法 等を は、 使

> 二一·一二·二八厚労告五○九号、 スメントについては現在そのような規制はない 置 かつ正確な確認、 の整備、 ①事業主の方針の明確化と周知、 労告三一二号)によれば、 のための事業主 育児介護休業法 メントについては、 一条、 セクシュアル・ハラスメントとマタニティー・ハ (平成一八・一〇・一 ⑤再発防止措置等) 同一一条の二、育介法二五条)、パワー (ii) 事後措置義務として、③事実関係 (育介法) (使用者) ④被害者及び行為者に対する適切な措 男女雇用機会均等法(均等法) が規定されているが において、ハラスメント防止 i の雇用管理上の措置義務 厚労告 事前措置義務として、 ②相談・苦情処理 平成二八・八・二厚 六一五 号、 の迅速 均等法 ラス *)* \ 成 ラ

におい 労働 定義され、 身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と 位性を背景に、 に対して、 議ワーキング・グループ報告」(二○一二年厚労省報告 パ ワー・ハラスメントについては、二〇一二 後輩間 省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会 て、 上司から部下に行われるものだけでなく、 職 法的な定義ではないが、「同じ職場で働 同 務上の 僚間、 業務の適正な範囲を超えて、 地位や人間関係などの職場内の 部 下から上司に対する行為も含 精 年 神的 でく者 厚

輩

げら 事を命 るか 育 0 vi の合理 能 発言内容等に照らして相当 類 なことの 私 当 否 型 ń 的 三該言 か、 た。 導 0 じることや仕事を与えない 性 なことに Ŀ なく、 また必要性がある場合であっても、 動 叱 司から部下への言動である 行為 強 制 0) 責 違法性 類 能 過 度に 愛の 力や 仕 に業務 事 0 うち 経 0) 立ち入ること 有 妨 験とかけ 上 無が 害 性 0 裁 正当なり 判例が があるか否かを基 判 (過大な要求)、 断され こと 離れ I 最も多い £ た程度 的 個 る 過小 前の 0) 必 侵 その態様 要性 な要 V 0) 言 0 害 低 準とし が 業 動 が が 求 務 14 ii あ 教 挙 仕 上 神的

な攻撃)、

iii iv

離

仲

間

外

Ĺ

無視

(人間

関 暴

係

言 暴行・

精

害

体的な攻

脅迫.

概

念とされ (身

典 ii

型的

な行為類型として、 ・名誉棄損・ひどい

i

行

0

引き離し)、

業務上 隔 (撃)、 また

明らかに不要なことや遂

行

不 か

可 5

を は

厚生 がら 14 n 0 *)* \ 検 ラ そ 0 て、 た の後、 討 労 せ ス 会報 働 X 同 (1) 省 \bigcirc 報 ン 0) 告 告書 都道府県労働 優 1 相 書 職 越 防 談 的 年 場 は 止 件 =-厚労省 な関係に基づい 0 を 数 パ パ 強 0) ワ 化 ワ 増 局 報告で示され 1 1 す 八年厚労省報 加等によ における るため、 ハ ハ ラスト ラス 7 ŋ 職場 メン 防 (優位性を背景に 0 た概念を参考に 告 止 職 0 1 対 場 策 0 八 0 V 概 が 13 年 じ パ 念に 公表さ 0 め ワ V 月 1 嫌 0 7 13

> 0 際 足 け

進

展

が

求

めら

れる。

こと、 労使 心に検 示され して、 をより 各要素 た上で、 足され る 社会機 職 就 事業主による一定の対応措置をガイ 的 玉 0) わ 刑 暴 際 が 根 場 業 な n た条約 事罰、 動 力 的 討 拠 3 明 対応すべきハ るとともにそ 対応策の 0) 0) 環境を害すること ること、 さらなる議 とハ には、 運 規 パ 身体 向 確 を進め 具 0) 体 や 二 ワー 化 定 醸 不 ラス 例 的 す (民事 成とい $\overline{\bigcirc}$ ·法行為)、 選択 (2) Ź を挙 Ι ることが望まし 若 0) 採 メ L た 業 L 論・検討を進 ラスメン 放 ラスメ 効 げて 八 択 ン 0 め 0 務 った規定の創設や施策の E 1 に、 長 は 年 が 0) 1, 所 の 精 適 目 お ②事 ①行為者の 厚 ③ 事 労省報 具 ント 短 る。 いず 神 正 指 13 11 1 z 所 関 て 体 的 な 業主に 業主に の概念として整 現 める必要が ħ 範 n いと考える また防 す 例 0 が な 告 á 在 内 (T) 苦 議 囲 7 0 容 論さ 刑 お 収 要素も 痛 を 新 対する損害 対 ・ドラインで 仕 |を踏 一や取 止 基 事 を与える 超えて行 する措 事 ħ 責 対 準 あるだろう。 が、 こう 策 0 分 ŋ た 任 満たすも まえた議 世界に 析 組 勧 (実施) 0 置 理 強 した 現場 ③ を 民事責 告 を む 賠 わ 崩 義 事 化 n 示 務 項 中 が 玉

(5) (4) 求 任

今後の展開について京都ジョズパークの発展と



総合就業支援室長京都府商工労働観光部京都ジョブパークセンター

長

河島 幸一

一 京都ジョブパークについて

を求める求人企業への人材確保機能も担っています。 京都で働きたい求職者の方への就業支援はもとより人材 京都で働きたい求職者の方への就職内定者を輩出するなど、 一一年間で約六万八千人の就職内定者を輩出するなど、 どが一緒になって運営しており、開設以来、これまで約 総合就業支援施設です。行政、労働団体、経営者団体な 京都ジョブパークは、就職に関する相談から仕事の紹 京都ジョブパークは、就職に関する相談から仕事の紹

二 進化を続ける京都ジョブパーク

京都ジョブパークのコンセプトは、

トップ機能②京都労働局・ハローワークとの連携によるワンス①全国初!公・労・使による共同運営方式を採用

③「働きたい!」みなさんのニーズに応じたきめ細か

④全国初!企業応援団を結成

整えています。 であり、関係機関との連携を強化し対応できる体制を

(一) 雇用環境の変化への対応

コーナーの細分化、専門化を図りきめ細かい求職者支援雇用情勢の中で国のモデル事業の採択を受け「京都府若雇用情勢の中で国のモデル事業の採択を受け「京都府若で支援してきました。 関設以来、社会情勢の変化やニーズに応えるために、開設以来、社会情勢の変化やニーズに応えるために、関設以来、社会情勢の変化やニーズに応えるために、で支援してきました。

(二) 京都企業への人材確保機能の強化

体制を整えてきました。

、京都ジョブパーク設立当時とは逆に京都企業側の人現在は、有効求人倍率が一・五倍を超える水準で推移

京都ジョブパークにおいては、平成二材確保ニーズが非常に高くなっています。

ています。

でいます。

でいます。

の開催により求職者と求人企業とのマッチングを行っ会の開催により求職者と求人企業とのマッチングを行っ一社ないし二~四社程度で開催する個別・ミニ企業説明一社ないし二~四社程度で開催する個別・ミニ企業説明に変換し、中小企業の魅力発の財確保センター」を設置し、中小企業の魅力発でいます。

様な働き方への検討などに取り組んでいます。都ジョブ博」などの合同就職説明会などの共同開催や多構」を設立し、京都企業への人材確保機能を強化し、「京構」を設立し、京都企業への人材確保機能を強化し、「京本の工工 に、京都体制で府内中小企業の人手不足対策に取り組むたル京都体制で府内中小企業の人手不足対策に取り組むたまた、京都府内の経済団体と行政が緊密に連携し、オーまた、京都府内の経済団体と行政が緊密に連携し、オー

)さらなる求職者支援に向けて

コミュニケーション力、 傾向 は好 スキルの習得に向けた人材育成研修 (京都JPカレッジ) る上で不可欠なヒューマンスキルや面接時のテクニカル ブパークにおいては就職活動の長期化する求職者が増加 設好ましい雇用環境にあるとはいえ、一方で、京都ジョ昨今の有効求人倍率が堅調に推移し、求職者にとって にあり、 莂 ているほか、 状 況に配慮しながら伴走支援しています。 相談対応体制をとるなど、 京都ジョブパークでは、 必要に応じて、 責任感や実行力など、仕事をす 社会的なマナーや 個々の求職者 資格を持つ専門家

三 人権啓発の推進機関としての役割

)企業への公正採用選考に向けた取細

用選考が行われるよう啓発も行っています。でありますが、企業の人材確保支援とともに、公正な採京都ジョブパークは、就職に関する総合的な支援拠点

て選考するというものです。 選考を排除し、応募者本人の適性、能力のみを基準とし、公正な採用選考とは、家庭の事情や出身地などによる

し公正採用選考に関する研修会を毎年開催しています。件に該当する企業を対象に、京都府と京都労働局が共催ジョブパークが直接支援しない企業に対しては、企業支援コーナーの職員が、また、京都業都ジョブパークを利用して人材確保を試みる求人企

一)求職者への啓発

修会を開催し、啓発に努めています。ともに、京都ジョブパークの職員に対しても定期的に研ともに、京都ジョブパークの職員に対しても定期的に研出財が行われた場合などの対応策について説明すると用開始時に公正採用選考の趣旨や就職差別に繋がるよう原都ジョブパークを利用される求職者に対しては、利意都ジョブパークを利用される求職者に対しては、利

望の京都づくりに取り組んでまいります。 支援と企業支援を両輪に、人と社会の架け橋となり、希これからも、関係団体との緊密な連携のもとで求職者

2018年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に、1998年に開設したもので今年度で21年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

■講座日程表/講座内容

	月日曜	種 別	時間	講 座 名	講	師	備考
7	10月9日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00 ~ 15:40	::00~15:40 明治維新期の京都と地域のリーダー		康時	PT2
8	10月12日 (金)	フィールド ワーク	13:30 ~ 16:00	部落問題を基礎からゆっくり学びませんか? 崇仁~ひと・まち・れきし~		下二三 まさよ 政夫 崇記	_
9	10月26日 (金)	講義	14:00 ~ 15:40	激動する世界の中の難民問題と法 〜事例から考える〜	小畑 川村	郁 真理	PT5
10	11月13日 (火)	講義	14:00 ~ 15:40	インターネットと人権 ~その関係の両義性~	毛利	透	PTI
11	11月30日 (金)	講義 (旧ゆかり)	14:00 ~ 15:40	前近代 被差別民の諸相 〜なぜ差別が生じたのか〜	山路	興造	-
12	12月14日 (金)	- * * *		谷口	洋幸	PT4	
13	1月21日 (月)	講義	14:00 ~ 15:40	精神障害者の法と人権	大谷	實	理事長
		修了式	15:40 ~ 15:50	研究センター理事長 大谷 實			

※会場:8 下京いきいき市民活動センター(下、上之町38) その他 ハートピア京都(中. 烏丸丸太町下ル)

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」:京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座 備考欄「PT」はプロジェクトチーム、「登録」は登録チームを示しています。

「賛助会員」募集中

- ◎ 年会費 個人会員 1万円 (学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎ 特 典 ・『グローブ』(季刊:年4回発行) 『年報』の無償送付
 - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
 - ・「人権大学講座 | の無料受講
 - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
 - ・当センター主催の講演会等への優先案内

会場案内



講義会場

(フィールドワークを除く)

京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通鳥丸東入る清水町 375 番地 TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

※受付:午後1時30分~

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口 (地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JR バス 「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ



フィールドワーク会場

京都市下京いきいき市民活動センター

〒 600-8266 京都市下京区上之町 38 TEL 075-371-8220

• 京都市バス「塩小路高倉 | バス停下車

申込方法

受 講 料

1回 1,000円

※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

- ○受講日前日までに、「受講申込書」(別紙) に必要事項を記入し、郵送又は FAXで申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。 複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- ○申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。

(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁	前支店	普通	853685
・三菱 UFJ 銀行	京都	支店	普通	1222396
・京都中央信用金庫	本	店	普通	1039688

申込先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話:075-231-2600 FAX:075-231-2750

E-mail jinken@khrri.or.jp HP: http://www.khrri.or.jp

ボランティア人権ガイドのご案内

都文化の構築に大きな役割を果たしました。す。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされていま地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・地がありますには、名刹、名庭、史跡など数多くの名勝京都のまちには、名刹、名庭、史跡など数多くの名勝

ガイドを派遣しています。 視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権――当センターでは、このような名勝地などを人権という



■洛北コース【コース一例】

八坂神社・清水寺・耳塚(銀閣寺・水平社石碑・)||海東コース

角堂・四条河原の阿国像〉東柱詩碑・護王神社・六〈千本釈迦堂・相国寺・尹名中コース

■洛南コース

■洛西コース 〈東寺・柳原銀行資料館・醍醐三宝院・伏見稲荷大社

コースは一例です。その他ご要望に応じます。〈松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺





【ガイド料金】

1,000円を加算 2時間以内…2,000円 その後、1時間ごとに

でお支払いください。 ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接、現金

【お問合せ先】

豊国神社

世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込) ~ 2.000円(+税)

「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価 1,800 円 (+税)

「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前 例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文 化の創造をめざす人々の学習の手引となるように 編集しました。



季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業について の報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部か らの声などを掲載しています。



◎定価 2,000 円(+税)

創立 20 周年記念出版 「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価 1,500 円 (+税)

「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事 長が連載された歴史随想を全編収録しています。



◎定価
8.200 円 (+税)

創立 10 周年記念出版

「散所・声聞師・舞々の研究|

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組んできましたが、その成果をまとめました。



◎定価
1.800 円 (+税)

「京都人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号 2,500 円(税込)

「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」 「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題 の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部 門での個人研究の成果を公表しています。



創立 20 周年記念式典・シンポジウム 講演録 創立 20 周年の記念講演・シンポジウムを中心にま とめています。



フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」 について、その歴史を振り返り、見過ごされがち であった声をフィールドワークをとおして聴き 取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつ かご紹介しています。

人権問題研究叢書 第16号、17・ブックレット刊行

叢書第16号 2018年3月刊行

問いとしての部落問題研究 - 近現代日本の忌避・排除・包摂

定価 1,500円 (税別)

叢書第17号 2018年3月刊行

中近世の被差別民像 一非人・河原者・散所

定価 1,500円(税別)

ブックレット 2018年3月刊行

考えたくなる人権教育キーコンセプト

定価 300円(税込)







◎お問い合せ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1 TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750 [URL] http://www.khrri.or.jp/[E-MAIL] jinken@khrri.or.jp